

## 造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（野田地区、地拵・植付・除伐外）
- 2 事業場所 岩手県九戸郡野田村大字玉川字和佐良比山国有林72林班へ小班外
- 3 事業量 地拵：6.88ha 植付：6.88ha 下刈：30.83ha 除伐：19.57ha
- 4 事業期間 契約締結の翌日から令和8年11月30日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保  
該当なし
- 7 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日
なし				

9 特約事項

別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県久慈市夏井町大崎14-12  
分任支出負担行為担当官  
三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久 印

請負者 住所  
氏名 印

## 事業内訳書

造林事業請負（野田地区、地拵・植付・除伐外）

記入番号	作業種及び作業手段	国有林名 林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	森林事務所	主たる樹種 植栽密度	林齢	備考
1	地拵（全刈） 機械	和佐良比山 72ヘ	6.88	ha	自 契約締結の翌日 至 令和8年6月30日	野田			枝条存置
	計		6.88	ha					
1	植付 人力	和佐良比山 72ヘ	13,800 6.88	本 ha	自 契約締結の翌日 至 令和8年7月31日	野田	カラマツ 2,000本/ha		コンテナ苗 春植
	計		13,800 6.88	本 ha					
1	下刈（全刈） 機械	和佐良比山 74い2（1伐区）	2.88	ha	自 令和8年6月1日 至 令和8年9月30日	野田	カラマツ 1,950本/ha	2	
2	"	和佐良比山 74い2（2伐区）	3.83	ha	"	"	カラマツ 1,950本/ha	2	
3	"	和佐良比山 80ろ4	4.22	ha	"	"	カラマツ 2,200本/ha	5	
4	"	和佐良比山 86り2	2.98	ha	"	"	"	4	R5補植
5	"	和佐良比山 86り3	1.45	ha	"	"	"	4	R5補植
6	"	和佐良比山 86ぬ2	2.69	ha	"	"	"	4	R5補植
7	下刈（筋刈） 機械	小倉 89わ1	(6.26) 4.42	ha	"	"	スギ 2,400本/ha	5	刈幅1.4m
8	下刈（全刈） 機械	戸鎖山 106い5	1.77	ha	"	"	カラマツ 2,400本/ha	2	
9	"	戸鎖山 106は1	6.59	ha	"	"	カラマツ 2,000本/ha	5	
	計		30.83	ha					
1	除伐 人力	戸鎖山 102る3	3.02	ha	自 契約締結の翌日 至 令和8年11月30日	野田	カラマツ	10	1回目
2	"	種市岳 196い1	2.27	ha	"	"	"	9	1回目
3	"	種市岳 196い2	2.15	ha	"	"	"	9	1回目
4	"	種市岳 196い3	6.36	ha	"	"	"	9	1回目
5	"	種市岳 196い4	5.77	ha	"	"	"	9	1回目
	計		19.57	ha					
	合計		64.16	ha					

### 特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接觸により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺が義務付けられている。

のことから、下記について遵守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。